

## 解約返戻金について

### 1. 解約返戻金とは

解約返戻金とは、契約者が保険期間の途中で保険契約を解約したときに、保険会社から契約者に支払うことを約款で約束している金額である。

その他、約款上、告知義務違反解除や重大事由解除などの場合に解約返戻金を支払うこととしている。

### 2. 解約返戻金の算出方式

現行実務における解約返戻金の算出方式は、大きく以下の通り整理される。

(1) 契約者価額としての責任準備金から、新契約費の回収等を考慮し一定期間にわたり一定金額を控除する方式 【主に平準払商品】

(2) 契約締結時に新契約費を一時払保険料から控除する方式(新契約費は解約時に調整しない。) 【多くの一時払商品】

うち、市場金利連動型商品においては、解約時に契約締結時からの運用成果を反映している(例えば債券運用の評価損益を反映し、プラスにもマイナスにもなりうる)。

(3) 解約返戻金の水準をあらかじめ設定し、それを前提として、保険料を算出する方式  
この場合、上記(1)(2)に比べて解約返戻金の水準を低く(またはゼロと)することにより、保険料を低くすることができる。 【最近の一部の終身保険や医療保険など】

また、海外では、目標収益率を設定し、算式ではなく、シミュレーションを通じて水準を決定する例(米国、英国)があり、将来日本で採用される可能性がある。

### 3. 解約返戻金に関する規制

保険業法以下の監督法で、解約返戻金の水準や開示に関する種々の規制が行われている。  
(解約返戻金の額については、約款別表や保険証券などで契約者に開示している。)

なお、海外では、解約返戻金の最低水準を規定している例(米国)がある。

## (参考) 保険業法等における解約返戻金に関する規定

### 1. 解約返戻金の水準に関する規定 (抜粋)

保険業法 第5条 (免許審査基準) 1項4号

前条第2項第4号に掲げる書類 (= 保険料及び責任準備金の算出方法書) に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

- イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。
- ロ 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ハ その他内閣府令で定める基準

保険業法施行規則 第12条 (保険料及び責任準備金の算出方法書の審査基準) 1号

契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不当に不利益なものでないこと。

保険会社向けの総合的な監督指針 - 2 - 1 - 3 - 1 保険料積立金の積立

予定解約率を使用する場合は、当該予定解約率が過去の実績や商品性等から、合理的に定められたものとなっているか。

保険会社向けの総合的な監督指針 保険商品審査上の留意点等

- 2 - 1 遡増定期保険
  - (2) 各年度における解約返戻金が当該年度の保険金額以下となっているか。
- 5 - 1 保険料
  - (3) 予定発生率・損害額又は予定解約率等については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。
- 5 - 3 契約者価額
  - 解約返戻金については、支出した事業費及び投資上の損失、保険設計上の仕組み等に照らし、合理的かつ妥当に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。

### 2. 解約返戻金の開示に関する規定 (抜粋)

保険業法 第5条 (免許審査基準) 1項3号

前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類 (= 約款・事業方法書) に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

- ニ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。
- ホ その他内閣府令で定める基準

保険業法施行規則 第11条 (事業方法書等の審査基準) 3号

保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること。

保険会社向けの総合的な監督指針 保険商品審査上の留意点等

- 1 - 9 保険契約者等 (顧客を含む。) への説明事項
  - 低解約返戻金型商品、無選択型商品、マーケット・ヴァリュア・アジャストメントを利用した商品及び転換に類似する取扱い等については、商品内容等を保険契約者等に十分に説明する方策が講じられているか。
- 1 - 10 解約返戻金の開示方法
  - 解約返戻金については、保険契約者等に明瞭に開示するため、保険証券等に表示するか、又は、解約返戻金例表等を約款に掲載するなどの措置が講じられているか。

保険会社向けの総合的な監督指針 - 3 - 3 - 2 生命保険契約の締結及び保険募集

- イ。「契約概要」の項目
  - ｊ. 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項
- ロ。「注意喚起情報」の項目
  - ｇ. 解約と解約返戻金の有無